

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 7 月 15 日（金）第 328 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 生産事業者の登録（森林経営課取扱い） 1  
 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（2件）（障害福祉課取扱い） 1  
 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（3件）（障害福祉課取扱い） 2  
 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更事項の届出（障害福祉課取扱い） 3  
 ○まあじに関する知事管理漁獲可能量の変更（水産振興課取扱い） 3  
 ○漁船保険付保義務発生（水産振興課取扱い） 3  
 ○公有水面の埋立ての免許の出願（港湾空港課取扱い） 3

## 公 告

- 落札者等の公告（2件）（管財課取扱い） 4  
 （県立薩南病院取扱い） 5

## 公 安 委 員 会 公 告

- 警備業空港保安警備業務1級及び同2級検定実施公告（生活安全企画課取扱い） 5

## 告 示

## 鹿児島県告示第591号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により，次のとおり生産事業者として登録した。

令和 4 年 7 月 15 日

鹿児島県知事 塩田康一

| 登録番号   | 生産事業者の氏名及び住所                 | 生産事業の内容        | 事業所の名称及び所在地                  |
|--------|------------------------------|----------------|------------------------------|
| 第5422号 | 野付 誠<br>出水市高尾野町上水流<br>645番地8 | 種穂の採取<br>幼苗の育成 | 野付 誠<br>出水市高尾野町上水流<br>645番地8 |

## 鹿児島県告示第592号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により，次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 4 年 7 月 15 日

鹿児島県知事 塩田康一

| 病院又は診療所         |                | 指定年月日        | 自立支援医療の種類 |
|-----------------|----------------|--------------|-----------|
| 名称              | 所在地            |              |           |
| そうむた脳神経外科・糖尿病内科 | 鹿児島市草牟田2-27-10 | 令和4年<br>7月1日 | 精神通院医療    |

|                      |                           |              |        |
|----------------------|---------------------------|--------------|--------|
| 医療法人社団悠翔会パナウル<br>診療所 | 大島郡与論町大字那間字内間<br>ト2747番地1 | 令和4年<br>7月1日 | 精神通院医療 |
|----------------------|---------------------------|--------------|--------|

## 鹿児島県告示第593号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和4年7月15日

鹿児島県知事 塩田康一

| 薬 局    |                      | 指定年月<br>日    | 自立支援医療<br>の種類 |
|--------|----------------------|--------------|---------------|
| 名 称    | 所 在 地                |              |               |
| ねんりん薬局 | 鹿児島市草牟田二丁目27番10<br>号 | 令和4年<br>7月1日 | 精神通院医療        |

## 鹿児島県告示第594号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和4年7月15日

鹿児島県知事 塩田康一

| 病院又は診療所            |                      | 更新年月<br>日    | 自立支援医療<br>の種類 |
|--------------------|----------------------|--------------|---------------|
| 名 称                | 所 在 地                |              |               |
| クオラリハビリテーション病<br>院 | 薩摩郡さつま町船木2311番地<br>6 | 令和4年<br>7月1日 | 精神通院医療        |
| つよしクリニック           | 伊佐市菱刈重留1147-1        | 令和4年<br>7月1日 | 精神通院医療        |
| 隼人脳神経外科            | 霧島市隼人町小田2397-3       | 令和4年<br>7月1日 | 精神通院医療        |

## 鹿児島県告示第595号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和4年7月15日

鹿児島県知事 塩田康一

| 薬 局         |                        | 更新年月<br>日    | 自立支援医療<br>の種類 |
|-------------|------------------------|--------------|---------------|
| 名 称         | 所 在 地                  |              |               |
| ゆうゆう薬局荒田店   | 鹿児島市荒田一丁目12番1号         | 令和4年<br>7月1日 | 精神通院医療        |
| 荒田つばめ薬局     | 鹿児島市上荒田町8番11号          | 令和4年<br>7月1日 | 精神通院医療        |
| 若葉薬局        | 鹿児島市上之園町34-20-<br>102号 | 令和4年<br>7月1日 | 精神通院医療        |
| すこやか調剤薬局別府店 | いちき串木野市別府3994番地<br>18  | 令和4年<br>7月1日 | 精神通院医療        |
| スマイル薬局      | 出水市野田町下名6911           | 令和4年<br>7月1日 | 精神通院医療        |

## 鹿児島県告示第596号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和4年7月15日

鹿児島県知事 塩田康一

|                                      |               |               |             |          |           |
|--------------------------------------|---------------|---------------|-------------|----------|-----------|
| 指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者 |               | 事業所           |             | 更新年月日    | 自立支援医療の種類 |
| 名称                                   | 主たる事務所の所在地    | 名称            | 所在地         |          |           |
| 医療法人みゆき会                             | 日置市日吉町日置390-1 | ローズ訪問看護ステーション | 日置市日吉町日置403 | 令和4年7月1日 | 精神通院医療    |

## 鹿児島県告示第597号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により，指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

令和4年7月15日

鹿児島県知事 塩田康一

|                        |      |                |               |           |
|------------------------|------|----------------|---------------|-----------|
| 医療機関の名称及び所在地           | 変更事項 | 変更内容           |               | 自立支援医療の種類 |
|                        |      | 変更前            | 変更後           |           |
| のぞみ薬局<br>西之表市西之表7468-3 | 所在地  | 西之表市西之表7465-10 | 西之表市西之表7468-3 | 精神通院医療    |

## 鹿児島県告示第598号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により，まあじに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和4年7月15日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間  
令和4年1月1日から同年12月31日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について，本県に定められた数量  
3,100トン
- 3 知事管理漁獲可能量

| 知事管理区分        | 配分数量    |
|---------------|---------|
| 鹿児島県まき網まあじ漁業  | 1,910トン |
| 鹿児島県その他のまあじ漁業 | 現行水準    |

## 鹿児島県告示第599号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果，東桜島加入区について，同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和4年7月15日

鹿児島県知事 塩田康一

## 鹿児島県告示第600号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により，次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があった。

なお，公有水面埋立法第2条第2項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は，令和4年7月15日から同年8月4日までの間，鹿児島県土木部港湾空港課及び鹿児島県鹿児島地域振興局建設部河川港湾課において縦覧に供する。

令和4年7月15日

硫黄島港港湾管理者 鹿児島県  
代表者 鹿児島県知事 塩田康一

- 1 出願人の名称及び住所並びに代表者の氏名

鹿児島県  
鹿児島市鴨池新町10番1号  
鹿児島県知事 塩田康一

## 2 埋立区域

## (1) 位置

鹿児島郡三島村硫黄島字磯松217番3及び217番4の地先公有水面

## (2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と④の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 鹿児島郡三島村硫黄島字稲村嶽236番の国土地理院四等三角点（北緯30度47分02秒44，東経130度17分16秒34）（以下「基点」という。）から236度16分20秒891.91メートルの地点

②の地点 ①の地点から351度58分24秒23.48メートルの地点

③の地点 ②の地点から261度55分46秒13.00メートルの地点

④の地点 ③の地点から172度20分36秒23.51メートルの地点

## (3) 面積

307.15平方メートル

## 3 埋立てに関する工事の施行区域

## (1) 位置

鹿児島郡三島村硫黄島字磯松217番3，217番4，217番5及び217番6の地内並びに同字217番3，217番4，217番5及び217番6の地先公有水面

## (2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㊦の地点と㊧の地点を結んだ線により囲まれた区域

㊦の地点 基点から233度44分22秒875.14メートルの地点

㊧の地点 ㊦の地点から342度15分23秒93.77メートルの地点

㊨の地点 ㊧の地点から262度51分24秒139.53メートルの地点

㊩の地点 ㊨の地点から171度38分60秒115.38メートルの地点

## (3) 面積

15,387.39平方メートル

## 4 埋立地の用途

ふ頭用地

## 5 出願年月日

令和4年6月28日

**公 告**

## 落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和4年7月15日

鹿児島県知事 塩田康一

## 1 落札に係る特定役務の名称及び数量

建築のためのサービス，エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス（県庁舎構内交換電話設備貸借） 一式

## 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

鹿児島県出納局管財課設備管理第一係

鹿児島市鴨池新町10番1号

## 3 落札者を決定した日

令和4年6月30日

## 4 落札者の氏名及び住所

富士電通株式会社

鹿児島市易居町1番33号

- 5 落札金額  
165,396,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和 4 年 5 月 20 日

## 落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 4 年 7 月 15 日

県立薩南病院長 三枝伸二

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
心臓血管撮影装置 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
県立薩南病院新薩南病院整備班  
南さつま市加世田高橋1968番地 4
- 3 落札者を決定した日  
令和 4 年 6 月 14 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社アステム鹿児島営業部  
鹿児島市宇宿二丁目 4 番 7 号
- 5 落札金額  
137,500,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和 4 年 4 月 26 日

## 公安委員会公告

## 警備業空港保安警備業務 1 級及び同 2 級検定実施公告

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 23 条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業空港保安警備業務 1 級及び同 2 級検定を宮崎県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

令和 4 年 7 月 15 日

鹿児島県公安委員会委員長 鏑野孝清

- 1 検定の種別及び級の区分
  - (1) 空港保安警備業務 1 級
  - (2) 空港保安警備業務 2 級
- 2 検定の実施日時，実施場所及び受検定員
  - (1) 実施日時
    - ア 空港保安警備業務 1 級  
令和 4 年 10 月 20 日（木）午前 9 時から午後 5 時まで
    - イ 空港保安警備業務 2 級  
令和 4 年 10 月 19 日（水）午前 9 時から午後 5 時まで
    - ウ 検定当日の受付時間  
午前 8 時 30 分から午前 9 時まで
  - (2) 実施場所  
宮崎県建設技術センター（宮崎市清武町今泉丙 2559 番地 1）
  - (3) 受検定員

いずれの検定も30人（宮崎県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし、申請の受付先着順とする。）

### 3 検定の受検資格

#### (1) 空港保安警備業務1級

鹿児島県内に住所を有する者又は鹿児島県内の営業所に属する警備員のうち、次のいずれかに該当する者

- ア 空港保安警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が1年以上である者
- イ 鹿児島県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

#### (2) 空港保安警備業務2級

鹿児島県内に住所を有する者又は鹿児島県内の営業所に属する警備員

### 4 検定の方法及び内容

#### (1) 空港保安警備業務1級

##### ア 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 乗客等の接遇に関すること。
- (エ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。
- (オ) 空港に関すること。
- (カ) 空港保安警備業務の管理に関すること。
- (キ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

##### イ 実技試験

- (ア) 乗客等の接遇に関すること。
- (イ) 手荷物等検査に関すること。
- (ウ) 空港保安警備業務の管理に関すること。
- (エ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

#### (2) 空港保安警備業務2級

##### ア 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 乗客等の接遇に関すること。
- (エ) 手荷物等検査に関すること。
- (オ) 空港に関すること。
- (カ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

##### イ 実技試験

- (ア) 乗客等の接遇に関すること。
- (イ) 手荷物等検査に関すること。
- (ウ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

### 5 検定申請の手続

#### (1) 受付の期間及び時間帯

##### ア 期間

令和4年8月15日（月）から同月26日（金）まで（鹿児島県の休日を定める条例（平成元年鹿児島県条例第37号）第1条の県の休日を除く。）

##### イ 時間帯

午前8時30分から午後4時まで

## (2) 提出書類

## ア 空港保安警備業務1級

(ア) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第9条の検定申請書（別記様式第1号。以下「検定申請書」という。）  
1通

(イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

(ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（鹿児島県内に住所を有する場合に限る。） 1通

(エ) 鹿児島県内の営業所に属することを疎明する書面（鹿児島県外に住所を有する警備員又は鹿児島県内に住所を有する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。） 1通

(オ) 空港保安警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（3の(1)のイに該当する場合に限る。） 1通

(カ) 空港保安警備業務に係る1級検定受検資格認定書の写し（3の(1)のイに該当する場合に限る。） 1通

## イ 空港保安警備業務2級

(ア) 検定申請書 1通

(イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

(ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（鹿児島県内に住所を有する場合に限る。） 1通

(エ) 鹿児島県内の営業所に属することを疎明する書面（鹿児島県外に住所を有する警備員又は鹿児島県内に住所を有する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。） 1通

## (3) 申請先及び申請方法

## ア 申請先

受検者が鹿児島県内に住所を有する場合におけるその者の住所地又は受検者が鹿児島県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

## イ 申請方法

受検者本人がアの申請先に直接持参により申請すること（受検者本人以外による申請、郵送等による申請は認めない。）。

## 6 検定手数料

空港保安警備業務1級及び同2級ともに、16,000円（16,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。）

なお、検定申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。

## 7 その他

(1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

(2) 受検に際しては、筆記用具及び室内用運動靴を持参すること。

(3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。

(4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条の成績証明書を交付する。

(5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、検定を延期し、又は中止する場合がある。

## 8 検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター

電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）